

第2章 市議会及び市議会議員に関する規定について

(市議会議員の活動) 第4条関係

(市議会議員の役割、責務を果たすための活動の原則(方針)を規定する。)

●川崎市議会

- ・市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たす
- ・市政全体を見据えた広い視点、長期的展望を持って、的確な判断を行う
- ・自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努める

●新潟市議会

- ・市民意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に議論、討論を尽くす
- ・自らの議会活動を市民にわかりやすく説明する
- ・各区の実情把握に努め、市政全体を見据えた広い視点、長期展望を持つ的確な判断を行う
- ・高い倫理性を確立し、常に誠実、公正に職務を遂行する
- ・自らの資質向上を図るため、不断の研さんに努める

●広島市議会

- ・市政に関する市民意思の把握に努める
- ・市政の課題、政策に関する広範な情報収集、調査研究に努める
- ・議会活動を市民に説明する責務を果たすよう努める
- ・自らの資質向上のため、不断の研さんに努める

●北九州市議会

- ・多様な市民意見、市政の課題を的確に把握し、政策立案、政策提言に適切に反映させる
- ・市の政策立案、政策提言に必要な調査研究を行う
- ・各区の実情等の把握に努め、市全体利益を勘案し、本市の意思決定に反映させる
- ・自らの議会活動、議会における政策立案、政策決定等の過程について、市民にわかりやすく説明する

●制度等検討会

- ・市民が行う地域活動に参加し、市民と連携を図り、市民の意見を市政に反映する
- ・地域の課題のみならず、市政全般の施策を具体化するよう、総合的な視点に立って議員相互間で積極的に討議する
- ・自己研さんし、資質の向上に努める
- ・議会に関する情報を市民に説明するなど、議会について市民の関心を高める

●あり方研究会

- ・議会と市民との連携を担い、民意を堅実に受け止める
- ・総合的な視点に立って議員相互間で積極的に討議し、市政の施策を具体化する
- ・常に自己研さんし、自らの資質の向上に努める
- ・公正、誠実に市民自治のまちづくりの実現に向けた議員活動を行う
- ・議会の情報を市民に説明し、市民が議会を見聞しやすい環境づくりに努める

協議事項

静岡市自治基本条例第 18 条（市議会議員の役割及び責務）

市議会議員は、市議会の役割及び責務の十分な認識の下に、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信託にこたえなければならない。

2 市議会議員は、市民自治によるまちづくりの推進のため、政策立案能力の一層の向上に努めなければならない。

（市議会議員の活動）

市議会議員は、自治基本条例第 18 条に規定する市議会議員の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

（1）

（2）

（3）

（4）

（ ）

（ ）